

## 平成 30 年度 酒類販売管理研修実施予定表（愛媛県）（平成 30 年 11 月現在）

それぞれの研修を実施する研修実施団体に直接お申込みください。

研修実施団体の連絡先は「各研修実施団体の連絡先（研修受講の申込先）」のとおりです。

年 月 日	研修区分	時 間	研修実施団体名	研 修 実 施 場 所
平成 30 年 11 月 6 日	初回研修・ 定期研修共通	13 時 30 分から 16 時	宇和島小売酒販組合	宇和島市住吉町 1 丁目 6-16 宇和島市総合福祉センター
平成 30 年 11 月 7 日	初回研修	13 時 30 分から 16 時 30 分	一般社団法人 日本フランチャイズ チェーン協会	松山市湊町 7-5 松山市総合コミュニティ センター 第 8・9 会議室
	定期研修	13 時 30 分から 15 時 30 分		
平成 30 年 11 月 7 日	初回研修・ 定期研修共通	13 時 30 分から 16 時	今治小売酒販組合	今治市伯方町木浦甲 1234 今治市伯方公民館
平成 30 年 11 月 12 日	初回研修・ 定期研修共通	13 時 30 分から 16 時	宇和島小売酒販組合	南宇和郡愛南町城辺乙 451 JA えひめ南農業協同組合城辺支所
平成 30 年 11 月 13 日	初回研修・ 定期研修共通	13 時から 16 時	八幡浜小売酒販組合	八幡浜市元城団地 48 八幡浜市神山地区公民館
平成 30 年 11 月 14 日	初回研修	13 時から 16 時	伊予西条小売酒販組合	西条市神拝甲 324-2 西条市総合福祉センター
	定期研修	13 時から 15 時		
平成 30 年 11 月 21 日	初回研修	13 時 30 分から 16 時 30 分	大洲小売酒販組合	大洲市東大洲 270-1 大洲市総合福祉センター
	定期研修	13 時 30 分から 15 時 40 分		
平成 30 年 11 月上旬	初回研修・ 定期研修共通	未定（3 時間）	三島小売酒販組合	未定
平成 30 年 11 月	初回研修・ 定期研修共通	13 時 30 分から 16 時 30 分	松山小売酒販組合	未定
平成 30 年 12 月	初回研修・ 定期研修共通	13 時 30 分から 16 時 30 分	松山小売酒販組合	未定

年 月 日	研修区分	時 間	研修実施団体名	研 修 実 施 場 所
平成 31 年 1 月	初回研修・ 定期研修共通	13 時 30 分から 16 時 30 分	松山小売酒販組合	未定
平成 31 年 2 月 7 日	初回研修	13 時 30 分から 16 時 30 分	一般社団法人 日本フランチャイズ チェーン協会	松山市湊町 7-5 松山市総合コミュニティ センター 第 8・9 会議室
	定期研修	13 時 30 分から 15 時 30 分		
平成 31 年 3 月上旬	初回研修・ 定期研修共通	13 時 30 分から 16 時	宇和島小売酒販組合	未定
平成 31 年 3 月	初回研修・ 定期研修共通	13 時 30 分から 16 時 30 分	松山小売酒販組合	未定

(留意事項)

研修区分欄の表示は、次のとおりです。

- ①「初回研修」とは、酒類販売管理研修を初めて受講する方を対象とした研修です。
- ②「定期研修」とは、酒類販売管理研修を過去に受講したことがある方を対象とした研修です。
- ③「初回研修・定期研修共通」とは、初回研修の受講者と定期研修の受講者を区分せず、両者を対象として実施される研修です。

研修実施団体により、研修形式や研修時間等が異なる場合があります。

## 【各研修実施団体の連絡先（研修受講の申込先）】

研修実施団体名	団体加入者以外の方の受講の可否	所在地	電話番号	備考
愛媛県小売酒販組合 連合会	可	松山市宮西 1-1-2 レジデンス大 1 階	089-932-1815	
松山小売酒販組合	可	松山市千舟町 7-7-3 伊予肥ビル 2 階	089-932-1731	
今治小売酒販組合	可	今治市黄金町 5-1-11-202	0898-33-1333	
宇和島小売酒販組合	可	宇和島市住吉町 1-8-17	0895-25-0830	
八幡浜小売酒販組合	可	八幡浜市中央 176-1	0894-22-0766	販売管理研修事務局で ある泉酒店の電話番号
東宇和小売酒販組合	可	西予市宇和町卯之町 4-357	0894-62-0451	
新居浜小売酒販組合	可	新居浜市徳常町 2-12	0897-32-6777	
伊予西条小売酒販組合	可	西条市ひうち西ひうち 3-33	0897-56-4122	
大洲小売酒販組合	可	大洲市中村 221-20	0893-24-5972	
三島小売酒販組合	可	四国中央市川之江町 2061-2 有限会社タニカク内	0896-56-8888	
一般社団法人 日本フランチャイズ チェーン協会	可	東京都港区虎ノ門 3-6-2 第二秋山ビル	03-5777-8773	研修の申込みについて は、団体のホームページ ( <a href="http://www.jfa-fc.or.jp/">http://www.jfa-fc.or.jp/</a> ) をご確認ください

(注) 1 研修受講に当たっては、研修実施団体への事前申込みが必要となります。

2 「団体加入者以外の方の受講の可否」欄が「可」となっているものは、団体加入者以外の方でも研修の受講が可能な団体です。これらの者が共催している場合も同様です。